

- ・独立行政法人会計基準等及び国立大学法人会計基準等の改訂を踏まえ、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」等について、所要の改訂を行うもの。
- ・公立大学法人に適用される会計基準等の体系をより明確化し、関係者の理解を図る等の観点から、地方独立行政法人会計基準等を改訂し、公立大学法人に係る規定を独立させるもの。

1. 独立行政法人会計基準等及び国立大学法人会計基準等の改訂を踏まえた改訂

①「資産見返負債」の名称変更等（P2～6）

②自己収入を財源とする取引から生じた資金の裏付けがない前中期目標等期間繰越積立金の取扱い（P7～9）

③企業会計の新基準への対応（リースに関する会計基準）（P10～12）

2. 公立大学法人に適用される会計基準等の改訂

④公立大学法人に適用される会計基準等の独立（P13～16）

1. 独立行政法人会計基準等及び国立大学法人会計基準等の改訂を踏まえた改訂

1. 項目①「資産見返負債」の名称変更等（国独法：R7.9.29改訂（R8事業年度から適用）、国立大：改訂せず）

- 独立行政法人会計基準等が令和7年9月29日に改訂され、損益均衡を確保するために置かれている独立行政法人に固有の勘定科目（資産見返負債）について、財務情報の利用者の分かり易さを確保する観点から、よりその機能を表す名称に変更された。
- 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」は、独立行政法人会計基準等を基礎として作成しているため同様の変更を行う。

2. 改訂案

- 地方独立行政法人が執行した運営費交付金等を業務の達成状況等に応じて収益認識するために設定されている「資産見返負債」について、損益均衡を図る目的で収益の計上を繰り延べている機能に着目し、その名称を、収益となる財源に応じて「繰延運営費交付金（資産）」等に変更することとする。

（一般型会計基準第56、79等）

＜資料2－1 p. 18～23、37～38＞

（公営企業型会計基準第56、62、79等）

＜資料2－3 p. 4～5、5～6、7～8＞

（中分類）資産見返負債

→ 資産に係る繰延収益

資産見返運営費交付金

→ 繰延運営費交付金（資産）

資産見返補助金等

→ 繰延補助金等（資産）

建設仮勘定見返運営費交付金

→ 繰延運営費交付金（建設仮勘定） 等

- 適用時期については、令和9事業年度からとする。

【公立大学法人】

令和4年8月31日の地方独立行政法人会計基準等の改訂の際に、公立大学法人においては、国立大学法人等会計基準に合わせ、資産見返負債の会計処理を廃止している。

(項目① 参考) 「資産見返負債」の名称変更等

財源	取引	現行基準		改訂案	
		B/S	振替先	B/S	振替先
●● 運営費交付金 運営費負担金	受領	●●債務	●●収益	●●債務	●●収益
	資産取得	資産見返●●	資産見返●●戻入	繰延●●(資産)	繰延●●(資産)戻入
	建設仮勘定取得	建設仮勘定見返●●	建設仮勘定見返●●戻入 資本剰余金	繰延●●(建設仮勘定)	繰延●●(建設仮勘定)戻入 資本剰余金
■■ 補助金 等	受領	預り■■	■■収益	預り■■	■■収益
	資産取得	資産見返■■	資産見返■■戻入	繰延■■(資産)	繰延■■(資産)戻入
	建設仮勘定取得	建設仮勘定見返■■	建設仮勘定見返■■戻入 資本剰余金	繰延■■(建設仮勘定)	繰延■■(建設仮勘定)戻入 資本剰余金
施設費	受領	預り施設費	施設費収益 資本剰余金	預り施設費	施設費収益 資本剰余金
	建設仮勘定取得	建設仮勘定見返施設費		繰延施設費(建設仮勘定)	
▲▲ 寄附金 (用途特定)	受領	預り▲▲	▲▲収益	預り▲▲	▲▲収益
	資産取得	資産見返▲▲	資産見返▲▲戻入	繰延▲▲(資産)	繰延▲▲(資産)戻入
	建設仮勘定取得	建設仮勘定見返▲▲	建設仮勘定見返▲▲戻入	繰延▲▲(建設仮勘定)	繰延▲▲(建設仮勘定)戻入
物品受贈額	償却資産受贈時	資産見返物品受贈額	資産見返物品受贈額戻入	繰延物品受贈額(資産)	繰延物品受贈額(資産)戻入

(項目① 参考) 「資産見返負債」の名称変更等

資産の部	負債の部	純資産の部
I 固定資産 1 有形固定資産 土地 建物 減価償却累計額(以下略) 構築物 機械装置 車両運搬具 工具器具備品 建設仮勘定 2 無形固定資産 特許権 借地権 3 投資その他の資産 関係会社株式 長期前払費用 II 流動資産 預金及び現金 未収金 前払費用	I 固定負債 資産に係る繰延収益 繰延運営費交付金(資産) ★ 繰延運営費負担金(資産) ★ 繰延補助金等(資産) ★ 繰延工事負担金等(資産) ★ 繰延寄附金(資産) ★ 繰延運営費負担金(建設仮勘定) ★ 繰延施設費(建設仮勘定) ★ 繰延補助金等(建設仮勘定) ★ 繰延工事負担金等(建設仮勘定) ★ 繰延物品受贈額(資産) ★ 退職給付引当金 資産除去債務 II 流動負債 運営費交付金債務 ★ 預り補助金等 ★ 預り寄附金 ★ 未払金 未払消費税等 契約負債 預り金 賞与引当金	I 資本金 地方公共団体出資金 II 資本剰余金 資本剰余金 その他行政コスト累計額 減価償却相当累計額 ★ 減損損失相当累計額 ★ 利息費用相当累計額 ★ 除売却差額相当累計額 ★ III 利益剰余金 前中期目標等期間繰越積立金 ★ 当期未処分利益 うち当期総利益
(注) ★印を付した勘定科目は地独法に固有の勘定科目		

(項目① 参考) 「資産見返負債」の名称変更等

費用	収益
経常費用 (何)業務費 材料費 人件費 業務委託費 減価償却費 備品消耗品費 ・ ・ ・ 一般管理費 人件費 業務委託費 減価償却費 備品消耗品費 貸倒引当金繰入額 ・ ・ ・ ・ 財務費用 支払利息 経常費用合計	経常収益 運営費交付金収益 受託収入 研究収入 補助金等収益 施設費収益 寄付金収益 資産に係る繰延収益戻入 繰延運営費交付金(資産)戻入 ★ 繰延補助金等(資産)戻入 ★ 繰延寄附金(資産)戻入 ★ 繰延物品受贈額(資産)戻入 ★ 賞与引当金見返に係る収益★ 退職給付引当金見返に係る収益★ 財務収益 受取利息 雑益 経常収益合計
(注) ★印を付した勘定科目は地独法に固有の勘定科目	

今般の独立行政法人会計基準の改訂について(ポイント)

1. 損益均衡に関する会計処理

⑧ 償却資産を取得した場合の会計処理(資産見返負債 ※旧名称)

(独立行政法人会計基準第81第6項)

独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金に対応する額については、次のように処理するものとする。取得固定資産等が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、当該資産が償却資産であるときは、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。資産見返運営費交付金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替える。

[耐用年数5年の償却資産1,000を取得した場合]

負 債	資産見返 運営費交付金 800	資産見返 運営費交付金 600	資産見返 運営費交付金 400	資産見返 運営費交付金 200	資産見返 運営費交付金 0
収 益	資産見返 運営費交付金 戻入 200	資産見返 運営費交付金 戻入 200	資産見返 運営費交付金 戻入 200	資産見返 運営費交付金 戻入 200	資産見返 運営費交付金 戻入 200
費 用	減価償却費 200	減価償却費 200	減価償却費 200	減価償却費 200	減価償却費 200

→ 損益均衡の考え方に基づいて法人の活動成果を適切に損益計算に反映させるため、「資産見返負債」という負債勘定を用いて、運営費交付金収益の計上を繰り延べている(固有の会計処理)

→ **【今般の改訂】** 財務情報の利用者の分かりやすさを確保する観点から、損益均衡の下で収益の計上を繰り延べる機能に着目し、「資産見返運営費交付金」を「繰延運営費交付金(資産)」に名称変更する。

1. 独立行政法人会計基準等及び国立大学法人会計基準等の改訂を踏まえた改訂

1. 項目② 自己収入を財源とする取引から生じた資金の裏付けがない前中期目標等期間繰越積立金の取扱い (国独法: R7.9.29改訂(R8事業年度から適用)、国立大: 改訂せず)

- 独立行政法人会計基準等が令和7年9月29日に改訂され、自己収入を財源とする取引から生じた資金の裏付けがない前中期目標等期間繰越積立金については、その財源が対価性を伴う自己収入であることから、損益均衡を図る対象とはならず、本来はその取崩額を当期純利益に加算する必要性はないものと整理され、前中期目標等期間繰越積立金のうち、自己収入を財源とする資金の裏付けがないものについて中期計画に定めた使途に沿った費用が発生した場合に限っては、前中期目標等期間繰越積立金の取り崩しを行わないこととなった。
- 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」は、独立行政法人会計基準等を基礎として作成しているため同様の変更を行う。

2. 改訂案

- 前中期目標等期間繰越積立金のうち、自己収入を財源とする資金の裏付けがないものについて中期計画に定めた使途に沿った費用が発生した場合に限っては、前中期目標等期間繰越積立金の取り崩しを行わないこととする。
(一般型会計基準第94) <資料2-1 p.48>
(公営企業型会計基準第92) <資料2-3 p.11~12>
- 適用時期については、令和9事業年度からとする。

【公立大学法人】

国立大学法人等会計基準と同様に、改訂は行わない。

今般の独立行政法人会計基準の改訂について (ポイント)

1. 損益均衡に関する会計処理

⑪ 前中期目標等期間繰越積立金の取り崩し1 (現行の会計基準下で生じている会計処理)

取引等	・ I 期 4 年目に受託事業1,500を受託 (うち1,000を耐用年数5年、他用途使用可能な資産の取得に充当) ・ 本事業から得られる収入は対価性を伴う自己収入に該当 ・ 積立金1,100を「前中期目標等期間繰越積立金」としてII期に繰り越し (以下「繰越積立金」と言う)					
	I 期 4 年目	I 期 5 年目	II 期 1 年目	II 期 2 年目	II 期 3 年目	
収 益	受託収入 1,500					※ 本受託事業の利益は $1,500 - 1,000 = 500$
費 用	減価償却 200	減価償却	減価償却	減価償却	減価償却	
損益計算	+ 1,500 ▲ 200 = +1,300	▲ 200	▲ 200 + 200 = ± 0	▲ 200 + 200 = ± 0	▲ 200 + 200 = ± 0	⇒ 本受託事業の利益 ↓ 500ではなく 1,100
積立金 (利益損失処理後)	・ 目的積立金 : 0 ・ 積立金 : 1,300 (うち800は資金の裏付け無し) ※ 目的積立金の申請無し	・ 目的積立金 : 0 ・ 積立金 : 1,100 (うち600は資金の裏付け無し) ※ 繰越積立金を申請 (1,100)	・ 目的積立金 : 0 ・ 繰越積立金 : 900 (うち400は資金の裏付け無し) ・ 積立金 : 0	・ 目的積立金 : 0 ・ 繰越積立金 : 700 (うち200は資金の裏付け無し) ・ 積立金 : 0	・ 目的積立金 : 0 ・ 繰越積立金 : 500 ・ 積立金 : 0	

今般の独立行政法人会計基準の改訂について (ポイント)

1. 損益均衡に関する会計処理

⑫ 前中期目標等期間繰越積立金の取り崩し2 (会計基準改訂後の会計処理)

取引等	・ I 期 4 年目に受託事業1,500を受託 (うち1,000を耐用年数5年、他用途使用可能な資産の取得に充当) ・ 本事業から得られる収入は対価性を伴う自己収入に該当 ・ 積立金1,100を「前中期目標等期間繰越積立金」としてII期に繰り越し (以下「繰越積立金」と言う)				
	I 期 4 年目	I 期 5 年目	II 期 1 年目	II 期 2 年目	II 期 3 年目
収 益	受託収入 1,500				※ 本受託事業の利益は 1,500 - 1,000 = 500
費 用	減価償却 200	減価償却	減価償却	減価償却	減価償却
損益計算	+ 1,500 ▲ 200 = + 1,300	▲ 200	▲ 200	▲ 200	▲ 200 ⇒ 本受託事業の利益 ↓ 500
積立金 (利益損失処理後)	・ 目的積立金 : 0 ・ 積立金 : 1,300 (うち800は資金の裏付け無し) ※ 目的積立金の申請無し	・ 目的積立金 : 0 ・ 積立金 : 1,100 (うち600は資金の裏付け無し) ※ 繰越積立金を申請 (1,100)	・ 目的積立金 : 0 ・ 繰越積立金 : 900 (うち400は資金の裏付け無し) ・ 積立金 : 0	・ 目的積立金 : 0 ・ 繰越積立金 : 700 (うち200は資金の裏付け無し) ・ 積立金 : 0	・ 目的積立金 : 0 ・ 繰越積立金 : 500 ・ 積立金 : 0

(注) 損失処理の過程において、減価償却費に伴う損失に繰越積立金が充てられた場合を想定

1. 独立行政法人会計基準等及び国立大学法人会計基準等の改訂を踏まえた改訂

1. 項目③ 企業会計の新基準への対応(リースに関する会計基準)

(国独法:R7.9.29改訂(R11事業年度から適用※早期適用可)、国立大:R8.1.30改訂(R11事業年度から適用))

- 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(令和6年9月13日企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、独立行政法人会計基準等及び国立大学会計基準等においても、借手リースについて単一の会計処理モデルが導入されるなどリースに関する会計処理の改訂が行われた。
- 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」は、独立行政法人会計基準等及び国立大学法人会計基準等を基礎として作成しているため同様に変更を行う。

2. 改訂案

- 借手リースについて、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの別にかかわらず、単一の会計処理モデルを導入する。併せて、利息費用は定額法により費用配分することを原則とするとともに、リース料の支払いが費用計上に先行する部分については、「繰延運営費交付金(資産)」の計上を認めることとする。
- また、リースの対象外とされていた無償借受資産については、単一の会計処理モデルにおけるリースの定義に該当しないと考えられることから、引き続きリースの対象外とし、一方で、減額された使用料による貸借取引については、当該リースの定義に該当すると考えられることから、リースとして計上することとする。
(一般型会計基準第29) <資料2-1 p. 8~9>、(公営企業型会計基準第29) <資料2-3 p. 2~3>
- 適用時期については、令和12事業年度からを原則とし、より早期に適用することも認められるものとする。

【公立大学法人】

- 利息費用については、国立大学法人会計基準等と同様に利息法により費用配分することを原則とする。(公立大学法人会計基準第28) <資料2-2 p. 14~15>
- 適用時期については、令和12事業年度からとする。

今般の独立行政法人会計基準の改訂について (ポイント)

(参考) 損益不均衡の拡大への手当て

○ (現行基準) 利息費用を原則「利息法」で配分 → (反映後) 原則「定額法」で配分

- ・ 現行基準における借手リース取引に係る会計処理 (独法会計基準Q&A81-11)

費用 = 減価償却費 + 利息費用 (原則「利息法」で配分)	を計上
収益 = リース料の支払額	を計上

⇒ 「利息法」により、契約期間の前半は費用 > 収益、後半は費用 < 収益 ⇒ **損益不均衡**

- ・ 改正リース基準を反映した場合、新たに認識するリース取引が増加し、**損益不均衡の拡大**が見込まれる。
- ・ この影響を低減するため、利息費用の配分方法を「定額法」に変更する。

○ (現行基準) 見返計上不可 → (反映後) 「費用に先行する支出」に係る見返計上可

- ・ 現行基準における借手リース取引に係る会計処理 (独法会計基準第16、Q&A81-11)

償却資産の取得	: 見返負債の計上可 (会計基準)	⇒ 損益均衡
リース取引	: 見返負債の <u>計上不可</u> (Q&A)	⇒ 概ね 損益均衡 (利息部分を除く)

- ・ 改正リース基準を反映した場合、リース取引における「費用に先行する支出」に該当する、
 - － 返還を要しない敷金 (現行基準上、非償却資産として**損益外取引**に該当)
 - － 定期借地権 (現行基準上、償却資産として**見返負債計上可**)
 - － 付随費用 (現行基準上、**リース取引に該当し損益不均衡**)等が、リース取引 (使用権資産: 見返負債計上不可)として認識され、**損益不均衡の拡大**が見込まれる。
- ・ この影響を低減するため、リース取引における「費用に先行する支出」について、見返負債 (繰延運営費交付金) を計上することができることとする。

改正リース基準の反映について

資料2

③ 導入に伴う損益不均衡の拡大

■ 独立行政法人会計基準の改正

- 使用权資産及びリース債務を計上する場合、費用として減価償却費と利息費用の合計額が、収益としてリース料の支払額が計上される。
- 現行の独立行政法人会計基準においては、利息費用は原則利息法により配分するとされているため、契約期間の前半はリース債務の金額が大きく費用(減価償却費と利息費用の合計額)が収益(リース料の支払い額)を上回り、契約期間の後半は費用が収益を下回る(損益不均衡)。
- 改正前の独法会計基準においては、この点への対応として、ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記することとされていた。
- 改正リース基準の下では、新たにリース取引として認識する対象が増加し、損益に与える影響額の増加(損益不均衡の拡大)が見込まれる。この点、損益均衡を前提とする独立行政法人会計では利息費用の配分方法(原則的手法)を利息法から定額法に変更し、損益均衡を図る改正を実施している。

■ 国立大学法人会計基準の対応

国立大学法人会計基準は、資産見返制度の廃止(令和4年2月10日改正)により原則として損益は均衡しないため、独立行政法人会計基準のように損益均衡への特別の配慮は不要と考える。
従って、国立大学法人会計基準では、利息費用の配分方法(原則的手法)を企業会計と同様に利息法とする改正が適当であると考える。

2. 公立大学法人に適用される会計基準等の改訂

1. 項目④ 公立大学法人に適用される会計基準の独立（国独法：一、国立大：一）

- 公立大学法人に適用される会計基準等について、現在は一般型の地方独立行政法人と同一の章において規定されているが、近年、公立大学法人と一般型の地方独立行政法人との間で会計処理の取扱いが異なる事項が増加し、また、従前より公立大学法人へ移行した大学数も増加している。
- こうしたことを踏まえ、公立大学法人に適用される会計基準等の体系をより明確化し、関係者の理解及び会計基準等の利便性の向上を図る観点から、公立大学法人に係る規定を独立させる。

2. 改訂案

- 「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」において、一般型に適用される会計基準等と同一の章に規定されている公立大学法人に適用される会計基準等について、新たな章を設け、独立させる。
（公立大学法人会計基準）＜資料2－2、資料5＞
- 適用時期については、令和9事業年度からとする。

(項目④ 参考) 改訂イメージ1 構成の変更

<改訂前>

第1章 地方独立行政法人(公営企業型を除く。)に適用される会計基準及び注解

- 第1節 一般原則
- 第2節 概念
- 第3節 認識及び測定
- 第4節 財務諸表の体系
- 第5節 貸借対照表
- 第6節 行政コスト計算書(公立大学法人を除く。)
- 第7節 損益計算書
- 第8節 純資産変動計算書
- 第9節 キャッシュ・フロー計算書
- 第10節 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 第11節 附属明細書及び注記
- 第12節 地方独立行政法人固有の会計処理
- 第13節 区分経理の会計処理
- 第14節 設立団体の数の変更に伴う会計処理
- 第15節 連結財務諸表
- 第16節 合併に関する会計処理

(新設)

第2章では不要な節を削除

第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解
(略)

<改訂後>

第1章 地方独立行政法人(公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人を除く。)に適用される会計基準及び注解

- 第1節 一般原則
- 第2節 概念
- 第3節 認識及び測定
- 第4節 財務諸表の体系
- 第5節 貸借対照表
- 第6節 行政コスト計算書
- 第7節 損益計算書
- 第8節 純資産変動計算書
- 第9節 キャッシュ・フロー計算書
- 第10節 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 第11節 附属明細書及び注記
- 第12節 地方独立行政法人固有の会計処理
- 第13節 区分経理の会計処理
- 第14節 設立団体の数の変更に伴う会計処理
- 第15節 連結財務諸表
- 第16節 合併に関する会計処理

第2章 公立大学法人に適用される会計基準及び注解

- 第1節 一般原則
- 第2節 概念
- 第3節 認識及び測定
- 第4節 財務諸表の体系
- 第5節 貸借対照表
- 第6節 損益計算書
- 第7節 純資産変動計算書
- 第8節 キャッシュ・フロー計算書
- 第9節 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 第10節 附属明細書及び注記
- 第11節 公立大学法人固有の会計処理
- 第12節 区分経理の会計処理
- 第13節 設立団体の数の変更に伴う会計処理
- 第14節 連結財務諸表
- 第15節 合併に関する会計処理

第3章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解 (同左)

(項目④ 参考) 改訂イメージ2 規定ぶりの変更例

<改訂前>

第15 固定負債

1 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注8)

(1) 資産見返負債(中期計画又は事業計画(申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。))第87条の12第1項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。以下同じ。)(以下「中期計画等」という。))の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体等からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。))に計上される負債をいう。(公立大学法人を除く。))

(2) 長期預り補助金等

(3) 長期繰延補助金等(補助金等(国若しくは地方公共団体から交付された補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金(運営費交付金及び施設費を除く。))をいい、これらを財源として国又は地方公共団体以外の者から交付されるものを含む。以下同じ。))によりその交付の目的に従い償却資産を取得した場合(長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。))に計上される負債をいう。(公立大学法人に限る。))

(4) 長期寄附金債務

(新設)

(新設)

(新設)

(5) 長期借入金

(新設)

(6) 退職給付(地方独立行政法人の役員及び職員)の退職を事由として支払われる退職一時金をいう。以下同じ。))に係る引当金

(7)~(10) (略)

2 公立大学法人については、前受受託研究費(受託研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。))で一年以内に使用されないと認められるもの、前受共同研究費(共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。))で一年以内に使用されないと認められるもの、前受受託事業費等(受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。))で一年以内に使用されないと認められるもの及び公立大学法人債(法第79条の3の規定により発行する債券をいう。以下同じ。))で一年以内に償還されないものは、固定負債に属するものとする。

<改訂後>

第15 固定負債

1 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注8)

(削除)

(1) 長期預り補助金等

(2) 長期繰延補助金等(補助金等(国若しくは地方公共団体から交付された補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金(運営費交付金及び施設費を除く。))をいい、これらを財源として国又は地方公共団体以外の者から交付されるものを含む。以下同じ。))によりその交付の目的に従い償却資産を取得した場合(長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。))に計上される負債をいう。以下同じ。))

(3) 長期寄附金債務

(4) 前受受託研究費(受託研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。))で一年以内に使用されないと認められるもの

(5) 前受共同研究費(共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。))で一年以内に使用されないと認められるもの

(6) 前受受託事業費等(受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。))で一年以内に使用されないと認められるもの

(7) 長期借入金

(8) 公立大学法人債(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。))第79条の3の規定により発行する債券をいう。以下同じ。))で一年以内に償還されないもの

(9) 退職給付(公立大学法人の役員及び教職員)の退職を事由として支払われる退職一時金をいう。以下同じ。))に係る引当金

(10)~(13) (同左)

(削除)

(項目④ 参考) 改訂イメージ3 規定ぶりの変更例

<改訂前>

第79 運営費交付金の会計処理

- 1 地方独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。なお、公立大学法人については、当該年度に係る授業料を受領したときは、相当額を授業料債務として、運営費交付金債務同様に整理するものとする。
- 2 運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法(以下「業務達成基準」という。))によって収益化を行うことを原則とする。
「収益化基準の単位としての業務」(以下「収益化単位の業務」という。))とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とする。
なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活動は、収益化単位の業務には含まない。
- 3 公立大学法人以外の地方独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。(注62)
- 4 公立大学法人については、運営費交付金債務及び授業料債務は、中期目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うものとするが、他の方法により収益化することがより適当であると認められる場合には、当該方法により収益化することができる。
- 5 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。なお、申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとする。
- 6 中期目標の期間の最後の事業年度(申請等関係事務処理法人は毎事業年度)の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。
- 7 地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金(公立大学法人については、運営費交付金又は授業料)に対応する額については、次のように処理するものとする。
 - (1) 取得固定資産等が運営費交付金(公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料)により支出されたと合理的に特定できる場合においては、
 - ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務(公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務)から資本剰余金に振り替える。
 - イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるとき、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。公立大学法人においては、その金額を運営費交付金債務又は授業料債務から収益に振り替える。公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、資産見返運営費交付金に関して、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替える。
 - (2) 取得固定資産等が運営費交付金(公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料)により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務(公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務)から収益に振り替える。(注63)
- 8 地方独立行政法人が、「第17 引当金」第2項に基づき賞与引当金見返を計上した場合には、引当金の取崩し時に当該引当金見返とそれに見合う運営費交付金債務とを相殺するものとする。(公立大学法人を除く。)



<改訂後>

第79 運営費交付金等の会計処理

- 1 公立大学法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。また、当該年度に係る授業料を受領したときは、相当額を授業料債務として、運営費交付金債務同様に整理するものとする。
- (削除)
- (削除)
- 2 運営費交付金債務及び授業料債務は、中期目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うものとするが、他の方法により収益化することがより適当であると認められる場合には、当該方法により収益化することができる。
 - 3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。
 - 4 中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。
 - 5 公立大学法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金又は授業料に対応する額については、次のように処理するものとする。
- (1) 取得固定資産等が運営費交付金又は当該年度に係る授業料により支出されたと合理的に特定できる場合においては、
 - ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務又は授業料債務から資本剰余金に振り替える。
 - イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産(通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。)であるとき、その金額を運営費交付金債務又は授業料債務から収益に振り替える。
 - (2) 取得固定資産等が運営費交付金又は当該年度に係る授業料により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務又は授業料債務から収益に振り替える。(注63)

(削除)

項目	概要	地方独立行政法人			国独法	国立大
		一般型	公立大学	公営 企業型		
①「資産見返負債」の名称変更等	地方独立行政法人が執行した運営費交付金等を業務の達成状況等に応じて収益認識するために設定されている「資産見返負債」について、損益均衡を図る目的で収益の計上を繰り延べている機能に着目し、その名称を、収益となる財源に応じて「繰延運営費交付金(資産)」等に変更することとする。	○ (R9事業年度)	—	○ (R9事業年度)	○ (R8事業年度)	—
②自己収入を財源とする取引から生じた資金の裏付けがない前中期目標等期間繰越積立金の取扱い	前中期目標等期間繰越積立金のうち、自己収入を財源とする資金の裏付けがないものについて中期計画及び中長期計画に定めた使途に沿った費用が発生した場合に限っては、前中期目標等期間繰越積立金の取り崩しを行わないこととする。	○ (R9事業年度)	—	○ (R9事業年度)	○ (R8事業年度)	—
③企業会計の新基準への対応 (リースに関する会計基準)	借手リースについて、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの別にかかわらず、単一の会計処理モデルを導入するとともに、利息費用は定額法(公立大学法人においては利息法)により費用配分することを原則とする。リース料の支払いが費用計上に先行する部分については、「繰延運営費交付金(資産)」の計上を認めることとする。 また、リースの対象外とされていた無償借受資産については、単一の会計処理モデルにおけるリースの定義に該当しないと考えられることから、引き続きリースの対象外とし、一方で、減額された使用料による貸借取引については、当該リースの定義に該当すると考えられることから、リースとして計上することとする。	○ (R12事業年度) ※早期適用可	○ (R12事業年度)	○ (R12事業年度) ※早期適用可	○ (R11事業年度) ※早期適用可	○ (R11事業年度)
④公立大学法人に適用される会計基準等の独立	関係者の理解及び会計基準等の利便性の向上を図る等の観点から、国立大学法人会計基準等を参考に、地方独立行政法人会計基準等に新たな章を設け、公立大学法人に係る規定を独立させることとする。	—	○ (R9事業年度)	—	—	—